

横浜市営地下鉄駅構内ワゴン店舗設置事業者募集要項

1. 募集の概要

1. 募集の趣旨 本事業は、横浜市営地下鉄駅構内において、賑わい形成および利用者の利便性の向上を図るため、菓子類を中心とした食品、雑貨類などを一定の期間に入れ替えて販売する、ワゴンタイプの簡易店舗を展開し、活用を行うものです。
2. 対象場所 (1) あざみ野駅
営業区画：地下1階改札正面（改札内）
(2) 戸塚駅
営業区画1：地下1階コンコース NEWDAYS前
営業区画2：地下1階コンコース はまりんコンビ二横

2. 募集及び使用上の条件

1. 募集の条件 (1) 計画条件
対象場所1-2-(1)もしくは対象場所1-2-(2)において、原則、平成25年4月1日より1年間営業することとします。
ただし、戸塚駅は原則2つの区画で同時に営業することとします。
- (2) 応募資格
ア ワゴン店舗を使用し、以下営業種目の販売運営が可能な企画会社
①菓子類（洋・和菓子ジャンル問わず）、②食品（①以外）、③雑貨類等
上記3種目のうち、①については運営可能であることを必須とします。②③については運営の是非は任意としますので、両方または片方が運営できない場合においても応募いただけます。
イ 短期間周期でテナントの入れ替えを行なうことができること
ウ 営業種目のうち①菓子類取扱業者（20社以上）と取引実績があること
②食品（①以外）や、③雑貨類等を扱う場合は、各営業種目の業者（取引社数は問わない）と取引実績があること
エ 鉄道駅構内での営業経験が通算10年以上あること
オ レジスター等を使い、日ごとの売上を管理するなど、売上金を明確な手法で管理できること
カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、その構成員の統制下にある団体、暴力団標榜右翼等又はその他反社会的勢力でないこと
- (3) 設置費用の負担
営業に必要なワゴンやショーケース、レジスター等の什器はすべて事業者で準備してください。当局では什器の用意は一切いたしません。
2. 使用上の条件 (1) 営業日は原則通年としますが、休業日の設定も可能とします。営業時間は9時00分から22時00分までの時間内で設定するものとします。
(2) 商品やワゴンの搬出入について、(1)の時間帯のうち朝夕のラッシュ時間帯は行わないこと。搬出入可能時間帯については駅ごとに指定します。
駅エレベーターの使用については、お客様の利用が最優先となります。使用する場合はその都度、使用する台車の寸法、エレベーター防護方法及び搬入体制について、当局の施設管理部門の承諾が必要となり、事前に書類の届出を行うこととなります。
(3) 什器類等や電源コードの設置にあたってはお客様の通行支障とならないよう常に注意してください。
(4) 営業区画で発生したゴミは必ず持ち帰ること。
(5) 食品（許可を要するもの）の販売は、事業者の責任において保健所への申請手続きを行うなど、衛生管理を徹底すること。

- (6) 対象場所における営業種目の決定は、提案いただいた内容をもとに事前に当局と協議いただきます。当局が想定する出店イメージとしては、①菓子類を中心に出店を行い、②食品（①以外）、③雑貨類等が実施可能な場合は、季節や対象場所の近隣地域イベントなどに応じて出店いただくことや、販売品目によっては定期的な周期で出店いただくこと、また①菓子類とセットで販売していただくことなどを予定しております。
- (7) 営業区画における調理行為や試食販売行為は不可とします。
- (8) 営業区画における売上金は事業者の責任において管理するものとし、売上金の精算シート等使用料算出の基となる資料を、当局の求めに応じて随時提出できること。
- (9) 当局へ納付する使用料については月末締め、翌月末払いとします。
- (10) 商品購入のお客様へは問い合わせ連絡先を記載したレシートを必ず渡すものとし、問い合わせ及び苦情については事業者の責任において対応すること。
- (11) 公序良俗に反しないこと。
- (12) 以上に記載の条件の他、当局が決定事業者へ交付する行政財産目的外使用許可書（添付資料3）記載事項も適用されるものとし、

3. 提案内容及び応募書類

1. 提案内容

次の項目について提案してください。

- (1) 営業区画
希望営業区画を記載してください。
※ あざみ野駅、戸塚駅両方での営業を希望する際は、それぞれについて「提案書（様式1）」を提出してください。
- (2) 目的外使用料（税込）
歩合営業料とし、月額売上に対する歩率（%）を提案してください。
また、1日あたりの売上目標額（年間平均）を含めた売上試算を記載してください。
なお、電気使用料及び倉庫使用料は、目的外使用料に含まれるものとし、消費税については平成25年度に適用される料率（5%）とします。
- (3) 取引先テナント
ア ①菓子類を取り扱うテナントで、取引のある業者数を記載してください。
イ ②食品（①以外）、③雑貨類等を提案する場合は、それぞれの営業種目において取引のある業者数を記載してください。
- (4) テナント入替周期
テナントを入れ替える周期を記載してください。複数のパターンを予定している場合は全て記載してください。
- (5) 営業日・営業時間
休業日の有無を記載してください。原則通年で営業していただきますが、休業日を設定する場合は、現時点で予定している休業日数を記載してください（内訳も記載すること）。また営業時間は9時00分から22時00分までの時間内で記載してください。
- (6) 主な取引先テナント及び取扱商品
ア 営業種目を①菓子類、②食品（①以外）、③雑貨類等から1つ選び、該当する区分にチェックを入れて下さい。
イ 取引先テナント及び取扱商品の具体例を、取引業者一覧表（応募書類(3)）の中から選び記載してください。ただし、抜粋した店舗についてはいずれも対象場所へ出店が可能である店舗に限ります。
ウ①菓子類を提案する場合(1)から(5)までの5件を全て記載してください。②食品（①以外）、③雑貨類等をそれぞれ提案する場合は、(1)から(5)までの5件のうち、最低1件以上記載して下さい。
エ ②食品（①以外）、③雑貨類等について提案がある場合は、単独での出店のほか、他の営業種目との組み合わせによる出店も可能とします。
- (7) 売上金管理方法
テナントの売上金をどのように管理（納金・報告）しているか記載してください。

- (8) 売り場管理方法
テナントへの衛生管理や安全管理の指導方法並びに販売促進の働きかけなど、売り場をどのように管理（指導）しているか記載してください。
また夏場の衛生管理について、特に対策を講じている場合は記載してください。
- (9) 当局駅構内エレベーター使用の有無
- (10) (1)～(9)以外に提案内容があれば、その内容を記載してください。
例：対象場所周辺の地域振興につながる提案（地元中小事業者の活用）など

2. 応募書類

次の応募書類を提出してください。
なお、応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

	応募書類	様式	部数
(1)	提案書	(様式1)	10部
(2)	鉄道駅構内での営業経歴書	(様式自由)	10部
(3)	取引業者一覧表 ※テナント名、主な取扱商品及び対象場所と同等の売り場での売上実績は、必ず記載してください。	(様式自由)	10部
(4)	主な取引先テナント及び取扱商品 (様式一部につき営業種目1項目を記載すること)	(様式2)	10部×提案営業種目数
(5)	決算報告書（直近3か年分）		正副2部
(6)	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）		正副2部
(7)	印鑑証明書		正副2部
(8)	会社概要	(様式自由)	正副2部

4. 事業者の決定及び契約方法

1. 選定方法
選定委員会を設置し提案者からの提案書をもとに、収益性、テナント、運営管理の観点から総合的に審査した上で、事業者を決定します。なお当局において提案者からのプレゼンテーション審査が必要であると判断した場合は、審査・選定期間内に実施します。
2. 選定結果の通知
選定結果については、全ての提案者に郵送により書面で結果を通知します。結果通知書は平成25年3月上旬に発送予定です。
3. 契約方法
(1) 事業者はワゴン店舗営業にあたって、当局に行政財産目的外使用許可申請を行い、当局は行政財産目的外使用許可を行います。
(2) 期間は1年間とします。

5. 使用許可条件

1. 事業者が負担する費用
事業者が負担する費用は、主として次のとおりとします。
(1) 当局へ納めていただく目的外使用料（税込）
(2) 設置運営費
運営スタッフにかかる経費や、営業に必要な什器類（ワゴンやショーケース、レジスター等）の用意、搬出入にかかる経費
2. 鉄道事業等の優先
(1) 鉄道事業を優先とし、当局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅改良工事、並びにこれに伴う停電作業に協力すること。
(2) 電力不足に伴う節電対策等に協力すること。
(3) 許可の取り消し
次の場合は、事業者への行政財産目的外使用許可を取り消すことがあります。
ア 対象場所を公用または公共の用に供するために必要となったとき
イ 当局鉄道事業の都合により必要となったとき
ウ 事業者が本要項に記載の使用上の条件等に違反したとき

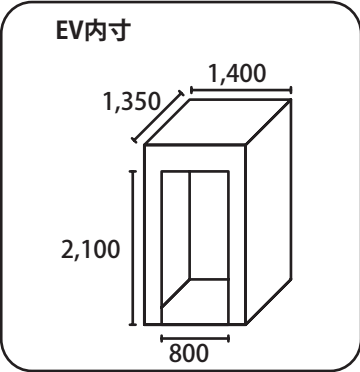
6. 事業スケジュール及び応募手続等

1. スケジュール
- 募集要項配布開始 : 平成25年2月14日(木)
質疑期間 : 平成25年2月14日(木) から19日(火) まで
応募締切 : 平成25年2月22日(金)
審査・選定 : 応募締切後から平成25年3月上旬にかけて
選定結果通知 : 平成25年3月上旬
営業開始日 : 平成25年4月1日(月)
営業終了日 : 平成26年3月31日(月)
2. 質疑
- 質疑がある場合は、電話もしくはEメールでお問い合わせください。お問い合わせいただいた質疑は、すべての提案者へ回答を送付いたします。
3. 応募書類提出期間
- 平成25年2月14日(木) から平成25年2月22日(金) までの
平日8時45分から12時00分、13時00分から17時15分まで
提出方法: 直接持参または郵送(必着)
4. 問合せ及び
応募書類提出先
- 担当部署: 交通局 営業推進本部 事業開発課 資産活用担当
所在地 : 〒220-0022 横浜市西区花咲町6-1 45横浜花咲ビル7階 (注)
連絡先 : 電話 045-326-3837 FAX 045-322-3911
Eメール kt-jigyokaihatsu@city.yokohama.jp
(注) 平成24年12月より当局本庁舎所在地が変わりました。

7. 添付書類

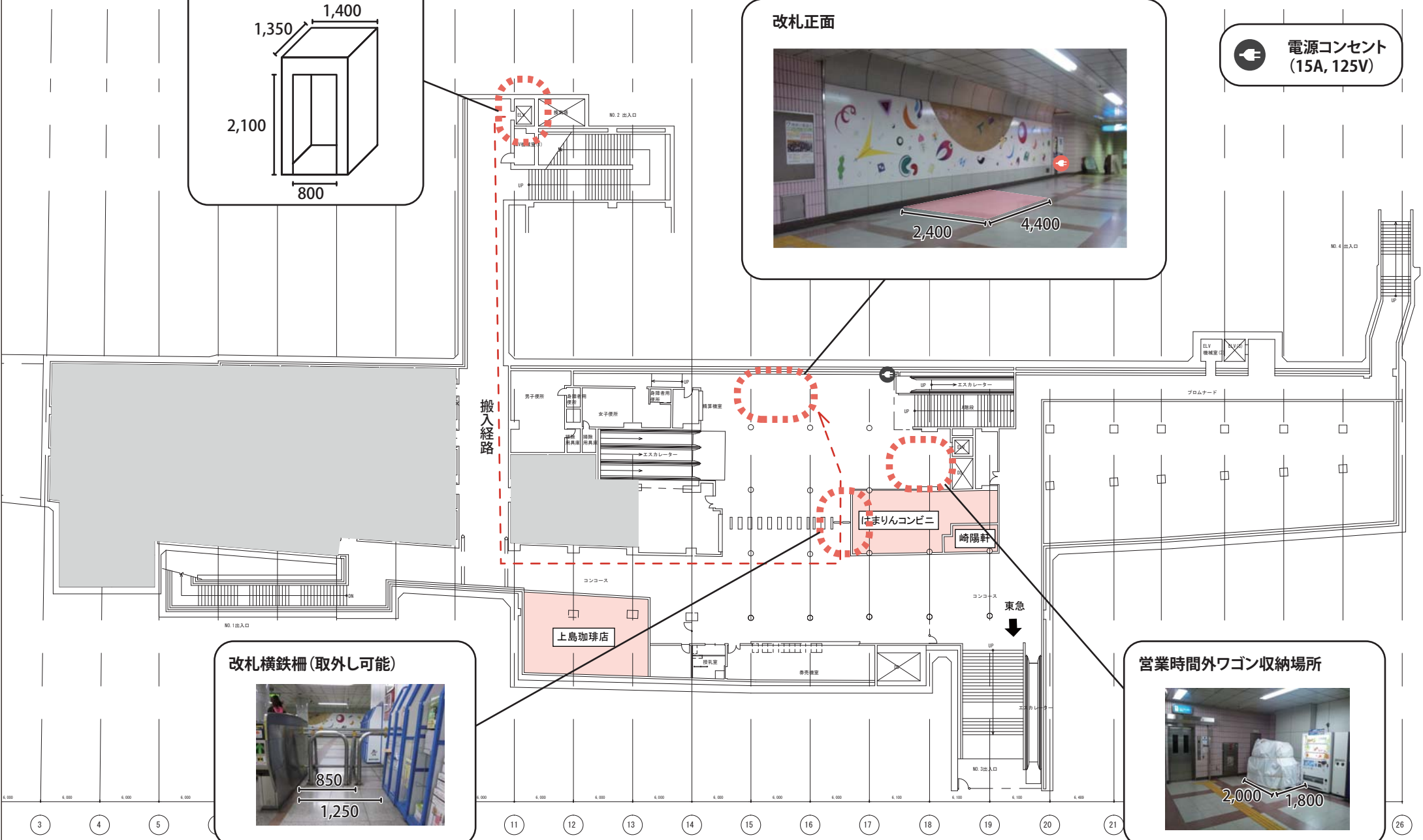
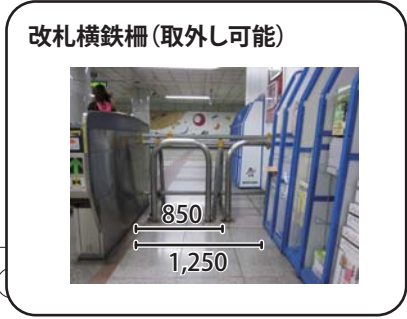
1. 参考資料
- (1) あざみ野駅構内図
(2) 戸塚駅構内図
(3) 行政財産目的外使用許可書(見本)
2. 応募書類
- (1) 提案書(様式1)
(2) 主な取引先テナント及び取扱商品(様式2)

市営地下鉄あざみ野駅地下1階平面図



電源コンセント (15A, 125V)

搬入経路



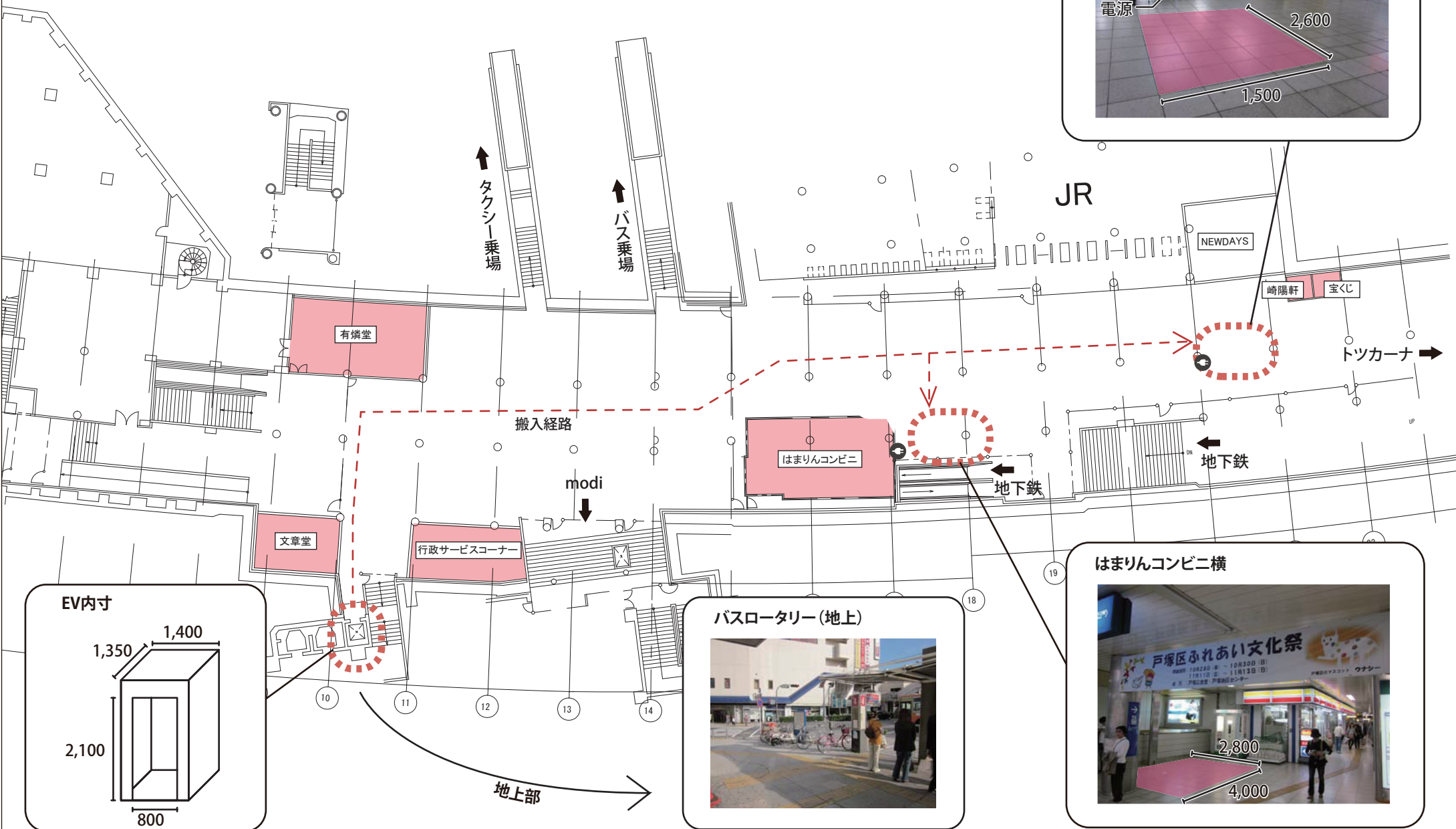
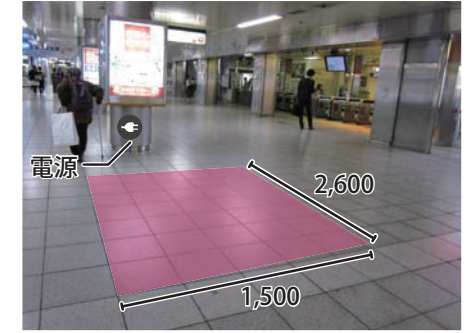
市営地下鉄戸塚駅地下1階平面図



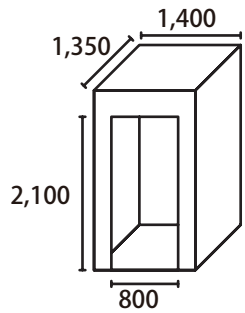
電源コンセント
(15A, 125V)

※ 営業時間外は、はまりんコンビニ横の
区画にワゴンを収納してください。

NEWDAYS 前



EV内寸



バスロータリー (地上)



はまりんコンビニ横



行政財産目的外使用許可書（見本）

横浜市交事開指令第 号
平成 25 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 様

横浜市交通事業管理者
交通局長 二見 良之

当局公印

平成 25 年〇月〇日に申請のありました行政財産の用途又は目的外の使用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定により、次の条件を付して許可します。

1 使用を許可する物件

- (1) 名称 〇〇〇駅構内
(2) 所在地番 横浜市〇〇区〇〇〇〇-〇-〇

2 用途指定

使用者は、1 の物件を「ワゴン店舗による一時的な菓子類の販売業務」の用に供しなければならない。

3 使用許可期間及び場所、面積

使用許可期間	平成 25 年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）まで 営業時間は〇時 00 分から〇時 00 分までとし、営業時間外は当局指定の区画にワゴン什器類を保管すること。
使用許可場所	地下 1 階コンコース〇区画（別添駅構内図のとおり）
使用許可面積（㎡）	〇 ㎡

4 使用料及び納付方法

使用料は、上記 3 の使用により、使用許可場所で得られる売上金（消費税抜）に、〇% を乗じて得た額を当局へ納めるものとする。なお、これには消費税を加算するものとする。

使用料には当該使用を許可された物件に付帯する電気料、ワゴン什器類等の保管にかかる使用料を含むものとする。

納付方法は、当局が発行する納入通知書により、当局の指定する期日までに納付しなければならない。

5 延滞金

指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日まで、延滞金として年率 14.6% の割合で計算した金額を支払わなければならない。

6 使用料の改定

経済情勢の変動、その他の事情により特に必要があると認める場合には、当局は使用料を改定することができる。

7 事業者

使用を許可された者は使用用途の実施にあたり店舗の営業を、当局への使用許可申請時に示した事業者に行わせることができる。

8 営業報告

- (1) 使用を許可された者は、使用許可期間終了後、14日以内に、営業実績を当局に報告しなければならない。
- (2) 当局は、使用を許可された者に対し、営業状況等の報告を随時求めることができるものとする。

9 使用上の制限等

- (1) 使用を許可した物件は、地方自治法第238条の4第7項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
- (2) 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を2に指定した用途以外の用途に供してはならない。
- (3) 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を受けなければならない。

10 転貸等の禁止

使用を許可された者は、第三者に使用を許可された物件を転貸し、または担保に供してはならない。

11 使用許可の取消又は変更

当局は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違反したとき
- (2) 当局において使用を許可した物件を必要とするとき
- (3) 使用を許可された者が、横浜市交通局公有財産規程（平成14年10月交通局規程第9号）第8条の2第1号または第2号に該当する者であることが判明したとき

12 原状回復

- (1) 当局が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、当局の指定する期日までに使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、当局が特に承認したときは、この限りでない。
- (2) 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用を許可された者は何らの異議を申し立てることができない。

13 損害賠償

- (1) 使用を許可された者は、その責めに帰する理由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- (2) 使用を許可された者は、使用を許可した期間が満了したときは、又は当局が使用許可を取消したときにおいて、当局が指定する期日までに使用を許可された財産を返還しないときは、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間に応ずる使用料の額の3倍に相当する金額の損害賠償金を支払わなければならない。

なおこの場合の使用料とは、当局が横浜市高速鉄道駅構内における臨時店舗の設置に関する要綱別表1に定める定額の使用料をいう。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、この許可書に定める義務を履行しないため当局に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 14 有益費等の請求権の放棄
使用許可の取消しが行われた場合において、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求しないものとする。
- 15 実地監査等
当局において必要があるときは、使用を許可した物件について随時に実地調査し、資料の提出若しくは報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。
- 16 官公庁等の手続き
使用を許可された者は、使用を許可された用途に関し許認可等の手続きが生じる場合には、原則として使用を許可された者の負担により、使用を許可された者が行うものとする。
- 17 紛争等の処理等
使用を許可された者は、使用を許可された用途で生じる一切の責任を持つものとし、使用許可申請時に、7で認めた事業者との間に紛争等が生じた場合、使用を許可された者の責任により処理し、解決するものとする。
- 18 事故の防止
使用を許可された者は、使用を許可された用途のため、使用許可場所に立ち入るときには、当局の関係部署と連絡をとり、その指示に従うとともに事故防止に努めなければならない。
- 19 維持管理及び衛生管理等
使用を許可された者は、使用を許可された用途の遂行にあたり、使用許可物件及び当局の所有する物件に破損、汚損等のないよう注意するとともに、常に美観の確保や衛生管理に努めなければならない。
- 20 疑義の決定
この条件に関し疑義のあるとき、その他使用を許可された物件について疑義を生じたときは、全て当局の決定するところのものとする。
- 21 不服申立ての教示
この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に横浜市交通事業管理者に異議の申立てをすることができる。
- 22 その他
 - (1) 当局が使用を許可した物件が、使用を許可された者の行為に起因するものにより、工事又は改修等の必要があると当局が判断した場合は、それらに要する費用等は使用を許可された者の負担とする。
 - (2) 当局が行う工事又は改修等で、使用を許可された者の物件が工事施工上支障になると当局が判断した場合は、その物件を速やかに移設又は一時撤去等をするものとし、移設又はそれらに要する費用等は、使用を許可された者の負担とする。
 - (3) 使用を許可された者が設置・保守・撤去等に係る工事を行う際には、当局の指示に基づき、必要な事前の届出を当局に対して行うものとする。

(様式1)

提案書

平成 年 月 日

(提出先)

横浜市交通事業管理者

(提出者)

所在地

名称

代表者

印

横浜市営地下鉄駅構内ワゴン店舗設置事業者募集要項に基づき、次のとおり提案します。

提出書類

別添のとおり

事務担当責任者

法人名	
所属・役職名	
氏名	
連絡先	所在地 〒 TEL FAX

(様式1)

提案概要

提案事業者名

(1)	対象場所	<input type="checkbox"/> あざみ野駅 <input type="checkbox"/> 戸塚駅		
(2)	目的外使用料(税込)	売上に対する歩率 = ____% ※ 歩合営業料=日商×歩率 (%) 〔売上試算〕 売上目標額(税込) 歩率 目的外使用料(税込) _____ (円/日) × ____ (%) = _____ (円/日)		
(3)	テナント	取引先	_____社 (①菓子類: ____社、②食品 ____社、③雑貨類等: ____社)	
(4)		入替周期	<input type="checkbox"/> 1週 <input type="checkbox"/> 2~3週 <input type="checkbox"/> その他 (日)	
(5)		営業日・営業時間	<input type="checkbox"/> 休業日なし <input type="checkbox"/> 休業日あり (年間____日程度、内訳____) 営業時間 ____ : ____ ~ ____ : ____	
(6)		主な取引先及び取扱商品	※ 別紙(様式2)へ記載	
(7)	管理方法	売上金管理		
(8)		売場管理	衛生管理	
			安全管理	
			販売促進	
	夏場衛生管理			
(9)	E V 使用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
(10)	その他提案			

(様式 2)

主な取引先及び取扱商品

提案事業者名 _____

営業種目： ①菓子類 ②食品（①以外） ③雑貨類等

	テナント名	取扱商品	取扱商品写真	売上実績 ※
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				

※ 対象場所と同等の売り場での実績